

看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画（2026年3月9日作成）

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議
職場代表者会議（院内カンファレンス）（1回/月）衛生委員会内改善委員会
委員会メンバー：医師、看護部長、師長、各科科長、事務
- (2) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定、年に一回見直し
- (3) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
院内に掲示

2. 看護職員と多職種との業務分担

- (1) 薬剤師
 - ① 病棟への薬剤の払出は点滴・注射等患者単位で準備する。
 - ② 外来化学療法及び病棟で使用する抗がん剤の調剤を実施する。
 - ③ 高カロリー輸液の調剤を実施する。
 - ④ 病棟での服薬指導、持参薬・中止薬の確認を実施する。
 - ⑤ 病棟薬剤の定数管理、期限切れの確認・補充を行う。
- (2) 臨床検査技師
 - ① 病棟での採血業務を行う。
- (3) リハビリ療法士
 - ① 食事形態の評価、調整を行う。
 - ② 転倒・転落スコアⅡ以上の患者に対する評価を実施する。
 - ③ 日常生活動作の確認・指導を行い、退院後の生活を見据えた指導を行う。
- (4) 放射線科
 - ① CT・MRIの造影検査終了後の使用した点滴ルートの抜針を行う。
- (5) 事務職
 - ① 入院案内等各種手続きを実施する。
 - ② 入院に関わる、病棟の事務業務を行う。（ネームの作成、必要書類の準備、入院カルテ作成）
 - ③ 入院診療計画書の有無の確認を行う。
 - ④ 退院に関わる事務業務を行う。（死亡退院時の使用物品の連絡、書類整理）
 - ⑤ 予定入院患者を病棟・病室まで案内する。
- (6) 臨床工学士
 - ① 医療機器の保守、点検を行う。
 - ② 医療機器の付属品の集中管理を行う。

3. 看護補助者の配置

- (1) 看護補助者を適正に配置し、業務分担を決め、業務を行う。
 - ①年1回以上、業務に関して見直し検討を行う。

4. 妊娠中の看護職員に対する配慮

- (1) 妊娠中、本人の申請により夜勤勤務を免除、削減を行う。

5. その他

- (1) 計画的に有給休暇 年間5日の取得と、リフレッシュ休暇の取得を推進する。
- (2) 業務改善を実施し時間外労働を減少する。
- (3) 手術室においては手術件数や手術開始時間に応じて時間差出勤を実施する。
- (4) 各部署の人員と業務量の確認を行い部署間のリリーフ体制を実施する。
- (5) 院内研修は時間内を推奨する。